

HAMACO:CLASS 利用規則

HAMACO:CLASS(以下「本施設」という。)の利用に関し、一般社団法人まちなね浜甲子園(以下「管理者」という。)と利用者との間で、以下の通り利用規則を定める。利用者が本規則に違反した場合は、第7条の規定により本施設の利用を取り消すことができるものとする。

第1条 遵守義務

利用者は、本施設を利用するにあたり、本利用規則に同意し、これを遵守しなければならない。

第2条 利用時間

1. 本施設の利用時間には、受付、準備、片付けおよび退出時間を含むものとする。
2. 本施設の利用時間は次の通りとする。
 - (1)単発利用:午前10時から午後5時まで
 - (2)賛助会員:午前10時から午後9時までただし、利用者から利用時間外の利用希望があった場合は、協議の上決定するものとする。
3. 問い合わせ先の電話対応はHAMACO:LIVINGの開館時間に準じ、次の通りとする。
開館時間:10:00～17:00／休館日:火・日・祝日
※管理者の都合により変更する場合がある。上記以外の時間は公式LINEにて対応する。

第3条 貸切利用の予約

1. 貸切利用は、HAMACO:LIVING(まちなね浜甲子園事務局)にて申込書を記入し、利用料金を支払うことで予約が成立する。
 - ・個人会員は、利用日の2か月前から2回まで予約可能とする。
 - ・賛助会員は、年会費の入金確認後、年度内に複数回予約可能とする。
2. 利用料金は次の通りとする。
 - ・個人会員:1時間あたり990円
 - ・一般:1時間あたり1,760円
 - ・賛助会員の年会費は以下の通りとする。
法人:年額100,000円／非営利組織・任意団体:年額30,000円／個人:年額15,000円
年会費は年度開始前に一括で支払うものとし、年度途中の入会も満額支払うものとする。途中退会の場合も既納の年会費は返金しない。
3. キャンセルはHAMACO:LIVINGの前営業日17:00までに連絡するものとする。連絡がない場合は、利用の有無にかかわらず返金は行わない。
4. 利用内容により、貸切利用を拒否する場合がある。
5. 利用後は、片付け・清掃を行い、使用前の状態に戻すこと。不具合や備品補充が必要な場合は公式LINEで連絡するものとする。

第4条 鍵の受渡し

1. 貸切利用申込書の同意後、管理者は鍵の受渡方法を利用者に連絡する。
2. 利用者は鍵の代理受領を行うことはできない。
3. 利用者が無断で第三者に鍵を譲渡または共有した場合、管理者は鍵の使用権を失効させることができる。
4. 鍵の紛失に起因する被害について、管理者は一切責任を負わない。

第5条 利用上の留意事項

1. 本施設内は禁煙とし、カセットコンロ等の火気は使用しない。
2. カラオケ、楽器演奏等の音楽活動を行う場合は、周辺の迷惑とならないよう十分に配慮すること。
3. 宗教の勧誘、法律違反、公序良俗に反する行為は禁止する。
4. 貴重品は自己責任で管理する。
5. 食べ物の持ち込みは禁止し、飲み物のみ持ち込み可能とする。
6. 廃棄物は必ず持ち帰り、施設内外に放置しない。利用後は清掃を行う。
7. 予約時の使用目的以外での利用は禁止する。
8. その他、管理者が不適切と判断する行為は禁止する。

第6条 設備の利用

1. 本施設内のテーブル、椅子、掃除道具、ホワイトボードは利用可能とする。
2. Wi-Fiおよびエアコンは利用可能とする。
3. キッチンを利用不可とする。
4. 利用者は、設備を原状回復してから退室するものとする。

第7条 利用の取り消し

利用者が本規則に違反した場合、管理者は本施設の利用を禁止することができる。

第8条 貸切利用の停止等

次のいずれかに該当する場合、管理者は事前通知なく貸切利用を停止・中断できるものとする。なお、この場合、利用料金およびキャンセル料は発生しない。

1. 天災、火災、停電その他不可抗力により利用が困難となった場合
2. 禁止事項に該当する行為があった場合
3. その他、管理者が利用提供が困難と判断した場合

第9条 賠償義務

利用者は、本施設の利用においてキズ、破損その他損害が生じた場合、速やかに管理者に報告し、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第10条 免責

本施設内で発生した事故・ケガ・盗難・トラブル等について、管理者は一切の責任を負わないものとする。子どもの安全管理は、利用者の責任において行うものとする。

一般社団法人まちのね浜甲子園

2025年5月1日 改訂

各種お問い合わせ/連絡先

まちのね浜甲子園
西宮市枝川町10-1 HAMACO:LIVING 1F
0798-20-0711



↑まちのね浜甲子園公式LINE